

株式会社ミート前田による生鮮畜産物の不適正表示に対する措置について

札幌市は令和 8 年 7 月14日付で、株式会社ミート前田に対して、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく表示の是正の指示を行いましたので、その内容について公表します。

1 事業者の概要

- (1) 事業者名 株式会社ミート前田（以下「ミート前田」という。）
- (2) 代 表 者 代表取締役社長 前田 勝一
- (3) 所 在 地 札幌市中央区南19条西 9 丁目 1－10
- (4) 事業内容 食肉卸売業・小売業

2 確認した違反行為

- (1) ミート前田は、自らが加工した牛肉（商品名「白老牛サーロインステーキ用」）の原産地について、「北海道上富良野町産」であるにもかかわらず、「北海道白老町産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和 7 年 3 月25日に 1 パック（250g×2 枚）を一般用生鮮食品として消費者に販売したこと。
- (2) ミート前田は、自らが加工した牛肉（商品名「かみふらの和牛肩ロースすき焼き」）の原産地について、「岩手県産」であるにもかかわらず、「北海道上富良野町産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和 7 年 3 月25日に 1 パック（500 g）を一般用生鮮食品として消費者に販売したこと。
- (3) ミート前田は、自らが加工した牛肉（商品名「和牛ブリスケブロック」）の原産地について、「青森県産」であるにもかかわらず、「上富良野」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 日までに5.41kgを業務用生鮮食品として外食事業者に販売したこと。

3 措置

ミート前田が行った上記の行為は、法第 4 条第 1 項の規定により定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）第18条第 1 項の表の「原産地」の項、第24条第 1 項第 2 号の規定に違反するものです。

このため、札幌市は食品表示法第 6 条第 1 項の規定に基づき、以下の内容の指示を行いました。

4 指示の内容

- (1) 貴社が製造・販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 貴社が販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、貴社において、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如、並びに、表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、貴社における食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における食品表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、貴社が販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 貴社の全役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までに基づき講じた措置について報告書に取りまとめ、令和8年8月14日までに札幌市長宛てに提出すること。

5 その他

当該食品関連事業者については、本件に関連して、農林水産省において牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）に基づく勧告がなされています。

URL:<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/260714.html>

【添付資料】

別紙 関係条文（抜粋）

問い合わせ先
市民文化局市民生活部消費生活課
植田・阿部・西岡
電話：011-211-2245
011-728-2111

別紙

食品表示法（平成25年法律第70号）（抜粋）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 省略

（食品表示基準の遵守）

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号 に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準 に定められた同条第一項第二号 に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 省略

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（中略）

（権限の委任等）

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～3（省略）

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととすることができる。

5（省略）

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（抜粋）

（横断的義務表示）

第十八条 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	省略
原産地	次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条に定めるところによる。 一（省略） 二 畜産物 イ <u>国産品</u> （国内における飼養期間が外国における飼養期間（二以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。） <u>にあつては国産である旨を、輸入品（国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。）にあつては原産国名（二以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名）を表示する。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。</u> ロ 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を表示するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示しなければならない。 三～四（省略）

※原文を縦書きから横書きに変更したため、「上欄」を「左欄」、「下欄」を「右欄」と読み替える。

（中略）

（義務表示）

第二十四条 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際（容器包装に入れないで販売するものであつて、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。第二十六条において同じ。）には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- 一（省略）
- 二 原産地
- 三～五（省略）